

江東区旅館業法施行条例施行規則 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>第1条・第2条（略） （営業許可申請書）</p> <p>第3条 省令第1条の規定による申請書は、旅館業営業許可申請書（別記第1号様式）によるものとし、<u>条例第2条の2</u>に規定する書類及び次に掲げる書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(7)（略）</p> <p>2 条例第2条の2第2号に規定する書類は、次のいずれかとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>第4条（略） （承継承認申請等）</p> <p>第5条 省令第1条の3第1項の規定による申請書は、旅館業営業承継（譲渡）承認申請書（別記第4号様式）によるものとし、同条第2項及び<u>条例第2条の2</u>に規定する書類並びに登記事項証明書（譲受人が法人の場合に限る。）を添付して、区長に提出しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>3 省令第2条第1項の規定による申請書は、合併にあっては旅館業営業承継（合併）承認申請書（別記第5号様式）、分割にあっては旅館業営業承継（分割）承認申請書（別記第5号の2様式）によるものとし、同条第2項及び<u>条例第2条の2</u>に規定する書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p> <p>4（略）</p> <p>5 省令第3条第1項の規定による申請書は、旅館業営業承継（相続）承認申請書（別記第8号様式）によるものとし、同条第2項及び<u>条例第2条の2</u>に規定する書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p> <p>6（略）</p> <p>第6条・第7条（略）</p> | <p>第1条・第2条（略） （営業許可申請書）</p> <p>第3条 省令第1条の規定による申請書は、旅館業営業許可申請書（別記第1号様式）によるものとし、<u>条例第2条の3</u>に規定する書類及び次に掲げる書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(7)（略）</p> <p>2 条例第2条の3第2号に規定する書類は、次のいずれかとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>第4条（略） （承継承認申請等）</p> <p>第5条 省令第1条の3第1項の規定による申請書は、旅館業営業承継（譲渡）承認申請書（別記第4号様式）によるものとし、同条第2項及び<u>条例第2条の3</u>に規定する書類並びに登記事項証明書（譲受人が法人の場合に限る。）を添付して、区長に提出しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>3 省令第2条第1項の規定による申請書は、合併にあっては旅館業営業承継（合併）承認申請書（別記第5号様式）、分割にあっては旅館業営業承継（分割）承認申請書（別記第5号の2様式）によるものとし、同条第2項及び<u>条例第2条の3</u>に規定する書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p> <p>4（略）</p> <p>5 省令第3条第1項の規定による申請書は、旅館業営業承継（相続）承認申請書（別記第8号様式）によるものとし、同条第2項及び<u>条例第2条の3</u>に規定する書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p> <p>6（略）</p> <p>第6条・第7条（略）</p> |

(標識の設置等)

第8条 条例第3条第1項に規定する標識は、旅館業営業計画のお知らせ(建築計画・建築計画以外の計画)(別記第12号様式)による。

2～5 (略)

(説明会の開催等)

第9条 (略)

2 申請予定者は、説明会を開催しようとするときは、開催日の5日前までに、日時及び場所を関係住民の見やすい場所に掲示するとともに、文書の配布等の方法により関係住民に周知しなければならない。

3 説明会の開催で当該計画について説明すべき事項は、次のとおりとする。ただし、戸別訪問による場合は、文書の配布等によるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 施設の敷地面積

(6) 施設の規模(面積、客室数及び定員をいう。)、構造及び各階用途

(7)～(9) (略)

4 条例第4条第1項に規定する報告は、説明会等報告書(別記第15号様式)に次の各号に掲げる方法に応じ、当該各号に定める書類を添えて、速やかに行わなければならない。

(1) 説明会の開催 次に掲げる書類

ア 説明会出席者名簿及び関係住民を記した地図

イ・ウ (略)

エ 説明会で配布した資料

(加える)

(標識の設置等)

第8条 条例第3条第1項に規定する標識は、旅館業営業計画のお知らせ(別記第12号様式)による。

2～5 (略)

(説明会の開催等)

第9条 (略)

2 申請予定者は、説明会を開催しようとするときは、開催日の5日前までに、日時及び場所を関係住民及び隣接土地所有者等の見やすい場所に掲示するとともに、文書の配付等の方法により関係住民及び隣接土地所有者等に周知しなければならない。

3 説明会の開催で当該計画について説明すべき事項は、次のとおりとする。ただし、戸別訪問による場合は、文書の配付等によるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 施設の面積(敷地面積、建築面積、建物全体の延べ床面積及び施設の延べ床面積をいう。)

(6) 施設の概要(建物の階数、施設の使用階、建物の構造、客室数、定員、客室の内部構造、玄関帳場の有無及び施設のある建物の外観をいう。)

(7)～(9) (略)

4 条例第4条第1項に規定する報告は、説明会等報告書(別記第15号様式)に次の各号に掲げる方法に応じ、当該各号に定める書類を添えて、速やかに行わなければならない。

(1) 説明会の開催 次に掲げる書類

ア 説明会出席者名簿並びに関係住民及び隣接土地所有者等を記した地図

イ・ウ (略)

エ 説明会で配付した資料

オ 公道から旅館業の許可を受けようとする施設の敷地に至るまでの土地の登記事項証明書及び不動産登記法(平成16年

(2) 戸別訪問 次に掲げる書類

ア 説明した関係住民の名簿及び関係住民を記した地図

イ (略)

ウ 戸別訪問で配布した資料

(加える)

第10条～第15条 (略)

(営業従事者等の勤務体制)

第16条 条例第9条第1号の規則で定める体制とは、災害が発生したときその他宿泊者の緊急を要する状況に対する求めに応じて、通常徒歩にておおむね10分程度で営業者又は営業従事者が駆け付けることができる体制とする。

(営業従事者名簿の記載事項)

第17条 条例第9条第5号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(5) (略)

(加える)

第18条～第22条 (略)

(加える)

法律第123号)第14条第1項に規定する地図

(2) 戸別訪問 次に掲げる書類

ア 説明した関係住民及び隣接土地所有者等の名簿並びに関係住民及び隣接土地所有者等を記した地図

イ (略)

ウ 戸別訪問で配付した資料

エ 前号オに掲げる書類

第10条～第15条 (略)

(削る)

(営業従事者名簿の記載事項)

第16条 条例第9条の2第6号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(5) (略)

(営業従事者等による施設確認)

第17条 条例第9条の2第9号ただし書の規則で定める場合は、条例第11条第11号に規定する施設を設置し、条例第9条の2第1号で定める勤務体制が確保される場合とする。

第18条～第22条 (略)

(営業従事者等が常駐できるための施設)

第23条 条例第11条第11号の規則で定める施設は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 客室等、宿泊者が使用する施設は、壁、扉又はこれに類する物により区画され、かつ、客室を通らずに出入りすることができる構造であること。

(2) 営業時間中に営業者又は営業従事者が常駐するために十分な広さを有すること。

(3) 施設内に営業者又は営業従事者が常駐す

第23条・第24条 (略)

(公表)

第25条 条例第17条第1項の規定による公表する事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

2 条例第17条第1項の規定による公表は、次に掲げる方法のうち区長が適当と認めるものにより行う。

(1)～(3) (略)

3 区長は、条例第17条第1項の規定による公表を行うときは、その旨を公表決定通知書(別記第17号様式)により当該公表の対象者に通知する。

4 条例第17条第2項による通知は、意見聴取通知書(別記第18号様式)により行う。

別記第1号様式(第3条関係)

(略)

添付書類

(1)～(7) (略)

(8) 旅館業の許可を受けようとする施設について、土地及び建物に係る登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し

(9) (略)

別記第2号様式・別記第3号様式 (略)

別記第4号様式(第5条関係)

(略)

添付書類

(1) (略)

(2) 江東区旅館業法施行条例第2条の2に規定する書類

(3) (略)

別記第4号の2様式(第5条関係)

(略)

年 月 日付けで申請のあった合併による旅館業の営業の承継については、旅館業法第3条の2の規定により、下記のとおり

る際に使用するための必要な設備を有すること。

第24条・第25条 (略)

(公表)

第26条 条例第18条第1項の規定による公表する事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

2 条例第18条第1項の規定による公表は、次に掲げる方法のうち区長が適当と認めるものにより行う。

(1)～(3) (略)

3 区長は、条例第18条第1項の規定による公表を行うときは、その旨を公表決定通知書(別記第17号様式)により当該公表の対象者に通知する。

4 条例第18条第2項による通知は、意見聴取通知書(別記第18号様式)により行う。

別記第1号様式(第3条関係)

(略)

添付書類

(1)～(7) (略)

(8) 旅館業の許可を受けようとする施設について、土地及び建物に係る登記事項証明書

(9) (略)

別記第2号様式・別記第3号様式 (略)

別記第4号様式(第5条関係)

(略)

添付書類

(1) (略)

(2) 江東区旅館業法施行条例第2条の3に規定する書類

(3) (略)

別記第4号の2様式(第5条関係)

(略)

年 月 日付けで申請のあった譲渡による旅館業の営業の承継については、旅館業法第3条の2の規定により、下記のとおり

承認します。

(略)

別記第5号様式(第5条関係)

(略)

添付書類

(1) (略)

(2) 旅館業の許可を受けようとする施設について、土地及び建物に係る登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し

(3) (略)

別記第5号の2様式(第5条関係)

(略)

添付書類

(1) (略)

(2) 旅館業の許可を受けようとする施設について、土地及び建物に係る登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し

(3) (略)

別記第6号様式・別記第7号様式 (略)

別記第8号様式(第5条関係)

(略)

添付書類

(1)・(2) (略)

(3) 旅館業の許可を受けようとする施設について、土地及び建物に係る登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し

(4) (略)

別記第9号様式～別記第11号様式 (略)

別記第12号様式(第8条関係)

| | |
|------------------------------|-----|
| 旅館業営業計画のお知らせ(建築計画・建築計画以外の計画) | |
| (略) | |
| 説明会の日程 | (略) |
| (略) | |

別記第13号様式(第8条関係)

(略)

承認します。

(略)

別記第5号様式(第5条関係)

(略)

添付書類

(1) (略)

(2) 旅館業の許可を受けようとする施設について、土地及び建物に係る登記事項証明書

(3) (略)

別記第5号の2様式(第5条関係)

(略)

添付書類

(1) (略)

(2) 旅館業の許可を受けようとする施設について、土地及び建物に係る登記事項証明書

(3) (略)

別記第6号様式・別記第7号様式 (略)

別記第8号様式(第5条関係)

(略)

添付書類

(1)・(2) (略)

(3) 旅館業の許可を受けようとする施設について、土地及び建物に係る登記事項証明書

(4) (略)

別記第9号様式～別記第11号様式 (略)

別記第12号様式(第8条関係)

| | |
|--------------------|-----|
| 旅館業営業計画のお知らせ | |
| (略) | |
| 説明会の日程 | (略) |
| (戸別訪問の場合は、戸別訪問の日程) | |
| (略) | |

別記第13号様式(第8条関係)

(略)

4 添付書類

(1) 旅館営業計画のお知らせ(建築計画・建築計画以外の計画)(別記第12号様式)

(2)~(4) (略)

別記第14号様式 (略)

別記第15号様式(第9条関係) (別添1のとおり)

別記第16号様式(第24条関係) (略)

別記第17号様式(第25条関係)

(略)

江東区旅館業法施行条例第17条第1項の規定により、同条例第16条に規定する措置命令の違反事実について、下記のとおりその事実の公表を行うことを決定したので通知します。

(略)

別記第18号様式(第26条関係)

(略)

江東区旅館業法施行条例第17条第2項の規定により、頭書の旅館業営業施設において、あなたが同条例第16条に規定する措置命令に従わなかった事実の公表を決定するにあたり意見を聴きますので、年 月 日までに申し出てください。指定の期日までに申し出がない場合又は意見聴取の結果、区長が必要と判断した場合は、下記のとおり公表します。

(略)

4 添付書類

(1) 旅館営業計画のお知らせ(別記第12号様式)

(2)~(4) (略)

別記第14号様式 (略)

別記第15号様式(第9条関係) (別添2のとおり)

別記第16号様式(第25条関係) (略)

別記第17号様式(第26条関係)

(略)

江東区旅館業法施行条例第18条第1項の規定により、同条例第16条に規定する措置命令の違反事実について、下記のとおりその事実の公表を行うことを決定したので通知します。

(略)

別記第18号様式(第26条関係)

(略)

江東区旅館業法施行条例第18条第2項の規定により、頭書の旅館業営業施設において、あなたが同条例第16条に規定する措置命令に従わなかった事実の公表を決定するにあたり意見を聴きますので、年 月 日までに申し出てください。指定の期日までに申し出がない場合又は意見聴取の結果、区長が必要と判断した場合は、下記のとおり公表します。

(略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区旅館業法施行条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。